

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(農林水産省経営局協同組織課、水産庁漁政部水産経営課)

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>令和 8 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (— 百万円) (— 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備し、生活の安定を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化が進展し、全世代対応型の持続的な社会保障制度の構築に向けた見直しの検討が進められる中、社会保障制度を補完する自助の仕組みである私的保障の果たす役割はますます重要なものとなっている。</p> <p>こうした状況下において、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険（生命共済）の遺族補償としての役割が高まっており、子どもを扶養する世帯の生活の安定を図る観点から、私的保障により、子どもの教育費用や万一の場合の遺族の生活費に備えられるよう、自助のための環境を整備することが必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標、政策分野] Ⅰ－１ 我が国の食料供給 ② 食料自給力の確保</p> <p>Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ③ 漁村の活性化の推進</p>
		政策の達成目標	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>農業 約11万人 〔令和4年～6年の全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）における一般生命保険料控除対象者数平均（約187万人）のうち、納税世帯の見込み人数（約48万人）を全共連が行った「令和5年 組合員意識調査」による23歳未満の子どもを持つ世帯の比率（21.0%）で按分〕</p> <p>漁業 約2.1万人 〔「令和5年度国民生活基礎調査」より、18歳未満の子どもを持つ世帯の状況の18.1%に全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）の保有契約データを使用して算出した増加率を乗じた22.8%を23歳未満の子どもを持つ世帯の比率として、令和3年～令和6年の共水連における一般生命保険料控除対象者数平均（約9.4万人）に乗じて算出。〕</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資することとなる見込み。

	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																					
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																					
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																					
		要望の措置の妥当性	<p>生命保険（生命共済）については、全世代において必要と考える保障額に加入保障額が達しておらず、特に子どもを扶養する世帯が多い 20～40 歳代においてその乖離が大きい状況にある^(※)。</p> <p>このため、今後も、自助による生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を恒久化する措置が必要になるものとする。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、子どもを扶養する世帯の生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(※) 必要と考える保障額と加入保障額（性別・年代別平均額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>必要と考える保障額</th> <th>加入保障額</th> <th>必要と考える保障額</th> <th>加入保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>2,247 万円</td> <td>1,373 万円</td> <td>1,145 万円</td> <td>647 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>1,732 万円</td> <td>1,001 万円</td> <td>1,683 万円</td> <td>751 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>3,789 万円</td> <td>2,065 万円</td> <td>1,364 万円</td> <td>768 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,057 万円</td> <td>1,883 万円</td> <td>1,462 万円</td> <td>807 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>2,177 万円</td> <td>1,629 万円</td> <td>1,027 万円</td> <td>737 万円</td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>1,814 万円</td> <td>1,071 万円</td> <td>1,022 万円</td> <td>507 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「令和 4 年度 生活保障に関する調査」)</p>		男性		女性		必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額	全体	2,247 万円	1,373 万円	1,145 万円	647 万円	20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円	30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円	40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円	50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円	60 歳代	1,814 万円	1,071 万円
	男性		女性																																					
	必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額																																				
全体	2,247 万円	1,373 万円	1,145 万円	647 万円																																				
20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円																																				
30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円																																				
40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円																																				
50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円																																				
60 歳代	1,814 万円	1,071 万円	1,022 万円	507 万円																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>農業 令和 6 年度共済加入人数 183 万人、控除適用人数 50 万人</p> <p>漁業 令和 6 年度共済加入人数 18 万人、控除適用人数 9 万人</p>																																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																						

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

生命保険文化センターが実施した「令和4年度 生活保障に関する調査」によれば、回答者の約5割弱が、生命保険料控除制度が拡充された場合、「保障の充実に影響あり」と回答^(※1)しており、さらに、年代別に見ると、男女とも子どもを扶養する世帯の多い20～50歳代で約6割前後となっている^(※2)。

このため、拡充された制度の恒久化によって生命保険（生命共済）への加入に係るインセンティブが高まることが予想され、今後の加入率の増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効と考える。

(※1) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方（全体）

		全体
保障の充実に影響あり		48.2%
	追加加入、見直しにより保障を充実させる	8.8%
	保障の充実を検討する	23.3%
	将来、保障を充実させる際の励みになる	16.2%
何とも思わない		37.0%
わからない		14.8%

(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(※2) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方（性別・年代別）

	男性			女性		
	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない
全体	49.4%	37.1%	13.5%	47.3%	36.8%	15.9%
20歳代	55.7%	19.6%	24.7%	57.6%	20.0%	22.4%
30歳代	64.7%	23.3%	12.0%	61.2%	24.3%	14.5%
40歳代	63.7%	25.3%	10.9%	63.5%	24.5%	12.0%
50歳代	59.5%	30.2%	10.3%	56.1%	32.3%	11.6%
60歳代	41.0%	50.0%	9.0%	36.8%	48.3%	14.9%

(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

前回要望時の達成目標

子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

—

これまでの要望経緯

令和7年度税制改正要望において、子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充を要望し、令和8年中の1年間の時限的な措置とされた。